

山梨県障害者幸住条例の一部改正について

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正法が、令和6年4月1日に施行されます。
- 法の一部改正に鑑みまして、山梨県障害者幸住条例の一部改正をする予定です。（事業者による障害者への合理的配慮の提供等）
- 改正案は2月議会において審議され、可決・成立後、令和6年4月1日施行となります。

1 経緯

R3.6.4、事業者による障害者への合理的配慮を義務付けることなどを定めた、障害者差別解消法改正法が公布され、令和6年4月1日に施行されます。

県では、法施行に合わせて、山梨県障害者幸住条例を改正する予定です。

2 山梨県障害者幸住条例の改正案

- ① 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改正します。（第31条第2項）
- ② 障害者差別地域相談員を育成し又はこれを確保する責務を明確化します。（第33条第5項）
- ③ 障害者差別解消の取組に関する情報の収集、整理及び提供について、必要な規定を整備します。（第37条）

3 今後のスケジュール

R6.2	令和5年度第2回・障害者差別解消支援ネットワーク会議 ・条例案、今後の取組の説明 ・施行後の取組についての意見交換
R6.2～3	改正条例案・山梨県議会審議
R6.4.1	改正障害者差別解消法施行 改正山梨県障害者幸住条例施行

4 今後の取組

○県政出張講座(テーマ「やまなし心のバリアフリーの推進」)活用の啓発

※1月に事業者団体等へ通知済

○第3回障害者差別地域相談員への研修会の実施

※3月予定の研修会にて講演会や相談事例の情報共有